

# 第13編 建築編

# 第13編 建築編

## 第1章 建築工事

### 第1節 適用

この章は建築物等に係る建築工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

建築工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書及び建築改修工事共通仕様書を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。

## 第2章 電気工事

### 第1節 適用

この章は、建築物等に係る電気設備工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

電気設備工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書及び電気設備改修工事共通仕様書を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。

## 第3章 機械設備工事

### 第1節 適用

この章は、建築物等に係る機械設備工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

機械設備工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事共通仕様書及び機械設備改修工事共通仕様書を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。